

男女共同参画に関する 市民意識調査

調査ご協力のお願い

市民の皆さまには、日頃から市政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

守山市では、市民が互いに認め支えあい、誰もが平等に参加できる社会の実現を目指して、様々な取り組みを進めています。

このたび、「第4次守山市男女共同参画計画」の2025年度から5年間の方向性を定め、「だれもが自分らしく暮らせる 見守りあうまち もりやま」を目指すため、市内にお住まいの18歳以上の方の中から2,000人を無作為に選ばせていただき、ご協力をお願いするものです。調査票は無記名で、お答えは、すべて統計的に処理いたしますので、個人が特定されることはありません。また、この調査目的以外に使用することはありません。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和6年(2024年)7月 守山市

ご回答にあたってのお願い

1. この調査は無記名式です。ご記入いただいた内容はすべて統計的に処理いたしますので、個人が特定されること、他の目的に使用されることは一切ありません。
2. 封筒のあて名の方、ご本人がお答えください。(代筆は可能です)
3. 回答の方法については、①インターネットまたは②調査票に記入して返信用封筒で郵送のいずれかでお願いいたします。
 - ① スマートフォン、タブレット、パソコンからインターネットで回答する。
インターネットで回答いただくと QUOカード Pay※100 円分プレゼント!
※スマートフォンで使えるデジタルギフト
…詳しくは次ページをご覧ください。
 - ② 調査票(紙)に回答を記入し、同封の封筒で郵送する。
(返信用封筒に、切手や差出人の記載は不要です)
…詳しくは次ページをご覧ください。
4. **令和6年7月22日(月)までに回答いただきますようお願いいたします。**
※郵送は、**令和6年7月22日(月)まで(消印有効)**

【調査に関するお問い合わせ先】

守山市 総合政策部 人権政策課
〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号
電話：077-582-1116(直) FAX：077-582-0539
E-Mail jinkenseisaku@city.moriyama.lg.jp

【市民意識調査のご説明】

○この調査は無記名式です。ご回答いただいたことにより、個人のお名前やご住所、回答内容が特定されることはありません。

○ご回答いただいた内容は、調査目的以外に使用せず、調査終了後、守山市が責任をもって処分いたします。

スマートフォン、タブレット、パソコンからインターネットで回答する方

①右の QR コードを読み取りまたは以下の URL へアクセス
＜回答用 URL＞

<https://logoform.jp/form/hYti/580082>



②右の調査票 No（数字 6 桁）を回答の一番初めに入力（必須）して、
回答してください。

※調査票 No は郵送との重複回答を防ぐために無作為にふられた
番号です。個人を特定する番号ではございません。

調査票 No.

③専用フォームから回答送信

インターネットによる回答をいただいた方には、**郵送経費相当(100 円分)の QUO カード Pay**をお送りします。QUO カード Pay の受け取りには、スマートフォン等の **e-mail アドレスが必要**となります。

プレゼント進呈時期は、**9 月上旬**を予定しています。

【周知事項】

※市民意識調査の回答内容と e-mail アドレスとは切り離しており、個人は特定されません。

※e-mail アドレスを万が一、間違えて入力されますと、QUO カード Pay の受け取りができなくなりますので、ご注意ください。

※スマートフォンで使えるデジタルギフト

詳細は、<https://www.quocard.com/pay/>



郵送 で回答する方

①本調査票（紙）に回答を直接ご記入下さい。

②本調査票を同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、郵便ポストに投函願います。

○ご回答の期限

令和 6 年 **7 月 22 日（月）まで（消印有効）**

男女共同参画に関することについて

家庭生活についておたずねします。

問1 あなたの家庭では、次のような事を主として男性・女性どちらがされていますか。(○はそれぞれ1つ)

	主として 男性	男女同じ 程度	主として 女性	わからない 該当しない
① 生活費をかせぐ	1	2	3	4
② 食事のしたく	1	2	3	4
③ 食事の後片付け	1	2	3	4
④ 掃除	1	2	3	4
⑤ 洗濯	1	2	3	4
⑥ ごみ出し	1	2	3	4
⑦ 家計の管理	1	2	3	4
⑧ 介護が必要な高齢者や病人の世話	1	2	3	4
⑨ 子育てや子どもの世話	1	2	3	4
⑩ 地域活動への参加（自治会活動など）	1	2	3	4
⑪ 学校行事、PTAなどの参加	1	2	3	4

問2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方がありますが、あなたはこの考え方に同感しますか。もっともあてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 同感しない 2 どちらかといえば同感しない
3 どちらかといえば同感する 4 同感する
5 わからない

問3 家事と育児について、あなたの考えに近いものをお答えください。(○はそれぞれ1つ)

	家族共同の仕事であり、男女で分担して行うべきである	男女で分担すべきだが、男性は仕事が忙しくて分担できないのはやむをえない	女性の仕事であるが、男性は手伝うことも必要だ	女性の仕事であり、男性はしなくてよい
① 家事	1	2	3	4
② 育児	1	2	3	4

問4 あなたは、高齢者の介護を誰が担うべきだと思いますか。もっともあてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 男性も女性もともに介護をするべきだ
- 2 男女に関わらず子どもが親の介護をするべきだ
- 3 主に女性が介護することは仕方がない
- 4 その他 ()

問5 あなた自身の介護が必要になった場合、誰に介護をしてもらいたいですか。あなたが希望する担い手を2つまで選び、○をつけてください。

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1 配偶者 | 2 息子 | 3 娘 |
| 4 息子の配偶者 | 5 娘の配偶者 | 6 ホームヘルパー |
| 7 介護施設 | 8 その他 () | |

問6 今後、男性が女性とともに家事・育児・介護を行うためには、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。特に必要だと思うものを3つまで選び、○をつけてください。

- 1 男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事・育児などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
- 4 まわりの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること
- 5 男性による家事・育児・介護を促進する仕組みを整えること
- 6 男性による家事・育児・介護がこれまで以上に社会に認められること
- 7 男性の家事・育児などについて、啓発や情報提供、相談窓口の設置を行うこと
- 8 男性が家事・育児などを行うための、仲間（ネットワーク）づくりをすすめること
- 9 その他 ()

職業生活についておたずねします。

問7 日本の女性の年齢別の就労率は、子育て世代において著しく低下し、子育てが一段落すると回復する、いわゆる「M字カーブ」を示していましたが、現在は解消しつつあります。

そのような中、あなたは、女性が子育て（または家庭生活）と仕事を両立することについて、どのようにお考えですか。もっともあてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 ずっと仕事を続ける方がよい
- 2 子どもができたら仕事をやめ、子育てが一段落したら再び仕事をもつ方がよい
- 3 子どもができたら、仕事をやめ子育てに専念したほうがよい
- 4 家庭をもったら仕事をやめ、家事に専念したほうがよい
- 5 女性は仕事をもたない方がよい
- 6 その他 ()

問 8 職場において、男女の格差があると思いますか。特に格差があると思うものを 3 つまで選び、○をつけてください。

- 1 採用条件が女性に不利である
- 2 女性は男性より賃金が低い、昇進が遅い
- 3 能力評価が男女平等ではない
- 4 女性は管理職に登用されにくい
- 5 配置転換に性別による差がある
- 6 女性の方がパート（非常勤）勤務が多い
- 7 補助的な仕事や雑用が女性に偏っている
- 8 結婚や出産に際して、女性が働き続けることが難しい
- 9 男性の方が育児休業や介護休業を取りにくい
- 10 男性の方が残業が多い
- 11 格差はない
- 12 その他（ ）

問 9 女性が離職せずに同じ職場で働き続けるために、あなたが家庭・社会・職場において必要なことは何だと思いますか。特に必要だと思うものを 3 つまで選び、○をつけてください。

- 1 保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備
- 2 介護支援サービスの充実
- 3 家事・育児支援サービスの充実
- 4 男性の家事参加への理解・意識改革
- 5 女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革
- 6 働き続けることへの女性自身の意識改革
- 7 男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革
- 8 職場における育児・介護との両立支援制度の充実
- 9 短時間勤務制度や在宅勤務制度などの導入
- 10 育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止
- 11 その他（ ）

問10-1 育児や家族介護を行うために、法律に基づき育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を利用して、男性が育児休業や介護休業を取ることにについて、あなたはどのように思いますか。（○はそれぞれ 1 つ）

	積極的に取った方がよい	どちらかといえば取った方がよい	どちらかといえば取らない方がよい	取らない方がよい
① 育児休業	1	2	3	4
② 介護休業	1	2	3	4

問10-2 男性が育児休業や介護休業の取得をより進めるために、職場においてどのような取組が必要だと思われますか。特に必要だと思うものを3つまで選び、○をつけてください。

- 1 取得対象者となる男性自身の意識改革
- 2 管理職・上司の意識改革
- 3 経営層による職場風土づくり
- 4 育児休業や介護休業の取得が不利益にならない人事評価制度の確立・周知
- 5 有給の育児休業・介護休業制度の整備
- 6 長時間労働の削減等の働き方改革
- 7 休業者の仕事を補完できる人員体制の整備
- 8 休業者の仕事を補完する同僚等に対する特別手当の付与
- 9 その他 ()

地域・社会活動など仕事以外の活動についておたずねします。

問11 現在、あなたは地域・社会活動に参加していますか。

- 1 参加している
- 2 参加したいが参加できない → 問11-2へお進みください
- 3 何もしていない → 問11-2へお進みください

問11-1【問11で「1 参加している」に○をつけた方のみお答えください】

あなたが参加している地域・社会活動は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 自治会などの活動
- 2 子ども会・PTA・保護者会などの活動
- 3 防災・防犯などのNPO・ボランティア活動
- 4 福祉などのNPO・ボランティア活動
- 5 スポーツ・文化・芸術などのNPO・ボランティア活動
- 6 消費生活・環境問題などのNPO・ボランティア活動
- 7 その他 ()

問11-2【問11で「2 参加したいが参加できない」、「3 何もしていない」に○をつけた方のみお答えください。】

あなたが、地域・社会活動に参加しにくい、できない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 仕事が忙しい
- 2 家事・育児・介護等で忙しい
- 3 自分の健康や体力に不安がある
- 4 参加するきっかけがない
- 5 経済的に余裕がない
- 6 配偶者や家族の理解が得られない
- 7 参加したい活動や情報がない
- 8 付き合いや人間関係がわずらわしい
- 9 活動に関心がない
- 10 その他 ()

問12-1 あなたが考える「理想の生活」の中で優先したいものは何ですか。次の「仕事」、「家庭生活」、「地域・社会活動、学習、趣味、付き合いなどの『地域・個人の生活』」について、もっともあなたの考えに近いもの1つに○をつけてください。

- 1 「仕事」を優先したい
- 2 「家庭生活」を優先したい
- 3 「地域・個人の生活」を優先したい
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 7 「仕事」と「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先したい

問12-2 次にあなたの「現実の生活」の中で優先されているものは何ですか。もっとも現実に近いもの1つに○をつけてください。

- 1 「仕事」を優先している
- 2 「家庭生活」を優先している
- 3 「地域・個人の生活」を優先している
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 7 「仕事」と「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先している

問13 あなたは、女性が自治会長やPTA会長などの地域活動のリーダーになるためには、どのようなことが必要だと思いますか。特に必要だと思うもの3つまで選び、○をつけてください。

- 1 地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと
- 3 社会の中で女性が地域活動のリーダーになることについて、これまで以上に社会に認められること
- 4 女性が地域活動のリーダーになることについて、啓発や情報提供・研修を行うこと
- 5 女性が地域活動のリーダーに一定の割合でなるような取組を進めること
- 6 その他 ()

防災についておたずねします。

問14 あなたは、防災・災害対策において、男女共同参画を推進するために、どのようなことが必要だと思いますか。特に必要だと思うもの3つまで選び、○をつけてください。

- 1 防災計画の策定の場に男女がともに参画する
- 2 自治会や地域の自主防災組織の女性リーダーを増やす
- 3 避難所の運営マニュアルに男女双方の視点を反映させる
- 4 避難所運営の責任者に男女がともに加わる
- 5 男女のニーズの違いに応じた相談や情報提供を行う
- 6 男女の違いに配慮した救援医療や健康支援を行う
- 7 災害発生後に増加が懸念される性暴力やDV※への対策を強化する ※DVについては問16参照
- 8 その他 ()

セクハラ・DVについておたずねします。

問15 あなたは、セクシュアルハラスメント(※1)について、自分が経験したり、そのような話を身近で見聞きしたりしたことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 自分が直接被害を受けたことがある
- 2 相談を受けたことがある
- 3 相談を受けたことはないが、被害を受けた人を知っている
- 4 見聞きしたことはない
- 5 その他 ()

※1：セクシュアルハラスメント…相手の意に反する性的言動により、相手方に不快感や苦痛を与える行為。

問16 あなたは、「配偶者・パートナーや恋人などから身体的・心理的な暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）」を経験したり、身近で見聞きしたりしたことはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 自分が直接被害を受けたことがある
- 2 相談を受けたことがある
- 3 相談を受けたことはないが、被害を受けた人を知っている
- 4 見聞きしたことはない
- 5 その他 ()

問17 【問15、16で「セクシュアルハラスメント」や「ドメスティック・バイオレンス（DV）」のいずれかについて「1」または「2」と答えた方におたずねします。】

あなたはその時、誰かに相談しましたか。

- 1 相談した →問17-1にお進みください
- 2 相談しなかった→問17-2にお進みください

問17-1【問17で「1 相談した」に○をつけた方のみお答えください。】

あなたが相談した相談先について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 親、家族、親戚
- 2 上司、会社内部署
- 3 友人
- 4 公的機関（問18参照）
- 5 その他 ()

問17-2【問17で「2 相談しなかった」に○をつけた方のみお答えください。】

あなたが相談しなかった理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 相談先がわからない
- 2 本人が望まない
- 3 我慢することにした
- 4 精神状態がよくなかった
- 5 表に出したくなかった
- 6 その他 ()

問18 あなたは、セクシュアルハラスメントやドメスティック・バイオレンスについて、下記の相談窓口を知っていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 こども家庭相談課（守山市役所）【DV、離婚前、ひとり親】
- 2 人権政策課（守山市役所）【女性・男性の悩み相談】
- 3 守山市社会福祉協議会【心配ごと電話相談等】
- 4 人権擁護委員・人権擁護推進員【人権相談】
- 5 警察
- 6 弁護士・弁護士会・日本司法支援センター（法テラス）
- 7 女性の人権ホットライン（法務局）
- 8 配偶者暴力相談支援センター（滋賀県立男女共同参画センター内等）
- 9 県の女性相談窓口（女性相談支援センター）
- 10 犯罪被害者相談窓口（NPO 法人おうみ犯罪被害者支援センター）
- 11 いずれも知らない
- 12 その他（ ）

問19 ドメスティック・バイオレンスについて、次のようなことが配偶者・パートナーや恋人間で行われた場合、あなたはそれを暴力だと思いますか。（○はそれぞれ1つ）

	どんな場合でも暴力にあたると思う	暴力にあたる場合も、そうではない場合もあると思う	暴力にあたるとは思わない
① なぐったり、蹴ったり、物を投げつけたりする	1	2	3
② 大声でどなる	1	2	3
③ 人前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする	1	2	3
④ 何を言っても無視する	1	2	3
⑤ 外で働くなど言ったり、仕事を辞めさせたりする	1	2	3
⑥ 交友関係や電話・メールを細かく監視したり制限したりする	1	2	3
⑦ 生活費を渡さない	1	2	3
⑧ いやがっているのに性的な行為を強要する	1	2	3

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（※2）が本年4月から施行されました。女性への支援についておたずねします。

問20 あなた自身もしくは身近な女性で、女性であることを理由として、困難な問題（※3）を経験したり、見聞きしたことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 配偶者・パートナーや元配偶者・元パートナー、恋人からの暴力・暴言（「DV」）
- 2 親、兄弟、子ども等からの暴力・虐待
- 3 学校や職場での人間関係のトラブルやハラスメント被害
- 4 ストーカー被害
- 5 女性特有の疾病などによる心身の疲労
- 6 ひとりで育児や介護を行うことによる心身の疲労

7 経済的困窮

8 困難な問題を見聞きしたことがない

9 その他（ ）

※2：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律…困難な問題を抱える女性の福祉の増進および自立に向けて、保護だけでなく総合的な相談・支援を実施する目的で制定された法律のこと。

※3：困難な問題…「性被害に関する問題」、「家庭の問題」、「お金の問題」などのこと。

問21 あなたは、困難な状況にあるときに次の相談機関を利用できることを知っていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1 配偶者暴力相談支援センター（滋賀県立男女共同参画センター内等）

2 県の女性相談窓口（女性相談支援センター）

3 県の子ども家庭相談センター（児童相談所）

4 県等の相談電話【こころの電話、いのちの電話】

5 警察

6 人権政策課（守山市役所）【女性の悩み、人権相談】

7 こども家庭相談課（守山市役所）【DV、離婚前、ひとり親】

8 生活支援相談課（守山市役所）【生活、就労、経済面の相談】

9 すこやか生活課（守山市役所）【健康、こころの健康】

10 守山市社会福祉協議会【心配ごと電話相談等】

11 民生委員・児童委員

12 弁護士・弁護士会・日本司法支援センター(法テラス)

13 いずれも知らない

14 その他（ ）

問22 あなたは、困難な問題を抱える女性に対する支援として、どのような支援が効果的であると思いますか。特に効果的だと思うもの3つまで選び、○をつけてください。

1 相談窓口普及啓発

2 電話相談

3 メール相談

4 民生委員・児童委員、ひとり親家庭福祉推進員等、地域における身近な相談

5 困難を抱える女性によるセルフヘルプグループ（※4）

6 就学、就労に関する支援

7 経済面等の生活に関する支援

8 その他（ ）

※4：セルフヘルプグループ…同じ境遇の人々が悩みを共有する自助グループのこと。

男女平等意識についておたずねします。

問23 あなたは、次の分野において男女は平等になっていると思いますか。(○はそれぞれ1つ)

	男性が優遇されている	平等である	女性が優遇されている	わからない
① 家庭生活で	1	2	3	4
② 職場の中で	1	2	3	4
③ 学校の中で	1	2	3	4
④ 地域活動の場で	1	2	3	4
⑤ 政治の場で	1	2	3	4
⑥ 法律や制度の上で	1	2	3	4
⑦ 社会通念・慣習・しきたりなど	1	2	3	4
⑧ その他 (具体的に)	1	2	3	4

問24 あなたは、男女不平等の原因は、どこにあると思われますか。特に重要だと思うもの3つまで選び、○をつけてください。

- 1 男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりなどが根強い
- 2 男性が仕事優先、企業中心の考え方が根強い
- 3 男女の差別を人権問題として捉える意識が薄い
- 4 男女平等について男性の意識が薄い
- 5 男女平等について女性の意識が薄い
- 6 女性の能力を発揮できる環境や機会が十分でない
- 7 女性の意欲や能力が男性に比べて低い
- 8 育児、介護などを男女がともに担うための制度やサービスが整っていない
- 9 家庭や学校における教育不足
- 10 男女は完全に平等であり、どちらかの性が優遇されることはない。
- 11 その他 ()

問25-1 あなたは、男性も、「男性だから」といった固定概念やプレッシャーなどで「生きづらさ」を感じていると、思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない →問26にお進みください

問 25-2 【問 25-1 で「1 思う」と答えた方におたずねします。】

あなたが思う「生きづらさ」は次のどれに近いですか。(○はそれぞれ 1 つ)

	そう感じる	どちらとも言えない	そう感じない	わからない
① 弱音を吐いてはいけない	1	2	3	4
② 力仕事や危険な仕事を任される	1	2	3	4
③ 家族を養う経済力を求められる	1	2	3	4
④ 仕事で成功しなければならない	1	2	3	4
⑤ 食事代（デート代）を相手より多く支払う	1	2	3	4
⑥ 家事・育児より仕事を優先される	1	2	3	4

そのほかのことについておたずねします。

問 26 あなたは、次の男女共同参画に関する言葉を知っていますか。(○はそれぞれ 1 つ)

	内容（意味） を知っている	聞いたことは あるが内容ま では知らない	知らない
① 男女共同参画社会基本法	1	2	3
② 困難女性支援法(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)	1	2	3
③ L G B T 理解増進法(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律)	1	2	3
④ 女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	1	2	3
⑤ D V 防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)	1	2	3
⑥ 男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)	1	2	3
⑦ 守山市男女共同参画推進条例	1	2	3
⑧ 第 4 次守山市男女共同参画計画	1	2	3
⑨ ワーク・ライフ・バランス(※ 5)	1	2	3
⑩ デートDV (※ 6)	1	2	3

⑫ イクボス（※ 7）	1	2	3
⑬ パートナーシップ制度（※ 8）	1	2	3
⑬ 働き方改革	1	2	3
⑭ 選択的夫婦別氏制度（選択的夫婦別姓制度）（※ 9）	1	2	3

※ 5：ワーク・ライフ・バランス…「仕事と生活の調和」の意味で働きながら、私生活を充実させるように職場や社会の環境を整えること。

※ 6：デートDV…配偶者ではなく交際関係にある人の間で起こる暴力のこと。

※ 7：イクボス…職場で共に働く部下のワーク・ライフ・バランスについて応援しながら業績を出し、自らの生活も充実させる上司のこと。

※ 8：パートナーシップ制度…同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自に LGBTQ カップルに対して、「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度のこと。

※ 9：選択的夫婦別氏制度（選択的夫婦別姓制度）…夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度のこと。

問27 あなたは、男女共同参画社会づくりに向けて、守山市では今後どのようなことに特に力を入れていくべきだと思いますか。特に必要だと思うもの 3 つまで選び、○をつけてください。

- 1 市民に対し、男女共同参画について学習会の開催などの啓発活動を進める
- 2 学校教育や社会教育の場において、男女平等や相互理解・協力を得るための学習を進める
- 3 市の審議会等委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する
- 4 各種団体や地域で活躍する女性人材を養成する
- 5 職場において、男女格差をなくすよう企業主等に働きかける
- 6 保育の施設・サービスを充実させる
- 7 介護や医療施設・サービスを充実させる
- 8 女性の就業・再就業の支援、働く女性への支援を充実させる
- 9 働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの普及を推進する
- 10 女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する
- 11 その他（ ）

男女共同参画に関して、ご意見などありましたら、ご自由にお書きください。

.....

.....

.....

.....

.....

— ご協力ありがとうございました —